

小橋本先生の

あんしん離婚相談室



第5回 養育費が払えない！

監修：弁護士法人リバーシティ法律事務所







養育費減額請求

→義務者が失職した
義務者の収入が減少した
義務者の再婚相手に子供が
できた

…などの場合に、養育費の
減額を請求できる

それならば
養育費の減額調停を
申し立てる方法が
あります

なるほどね







現在の収入に見合った
金額の支払いで
何とか合意できました

元妻は減額に応じないと
言っていたましたが
調停委員の説得もあって

何に
使うんだろ…

こづかい
あげてよお

ダメス！

ねえ

もらって当然は
良くなかったわ

養育費の
ご相談も…

待ってます！

弁護士法人リバーシティ法律事務所

〒272-0033

千葉県市川市市川南1-9-23

京葉住設市川ビル5階

法律相談：離婚に関するご相談は初回
1時間まで無料です

※事前のご予約をお願いいたします

☎ 047-325-7378